

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画
を策定する。

1.計画期間 令和8年1月1日 ～ 令和12年12月31日までの5年間

2.内容

目標 1. 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法

- ①男性社員の平均育児休業取得率を50%以上とする。
- ②女性社員の平均育児休業取得率を80%以上とする。

【対策】 令和8年4月1日～

社員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時は、社員の意向を個別に
ヒアリングし、社員が仕事と子育てが両立していけるよう配慮するため、勤務時間
帯、配置、業務量の調整、労働条件の見直し等の関しての相談窓口を設置し、社内掲示
板に告知することで周知徹底を図る。

目標 2. 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法

フルタイム社員一人当たりの各月ごとの法定時間外及び法定休日労働の
合計時間数を30時間未満とする。

【対策】 令和8年6月1日～

- ① 社内掲示板を活用し、統括責任者から全社員に対し、時間外労働の削減を啓蒙する。
- ② IT 機器を積極的に活用しながらペーパーレス化に取り組むと共に、作業効率化を推
進する。
- ③ 時間外労働が恒常的に続いている社員に対しては、管理者を通じて職務の見直しや
事業所メンバー間での業務配分の調整等を実施する。